

下水道事業等へのPFI・PPP導入に向けた情報整備調査業務委託募集要項

1. 業務の目的

本業務は、下水道事業をモデルとして、事業関連データの状況を把握したうえで、適切な資産・経理・運営情報システムを構築し、持続可能な事業運営方法の構築にむけた推進手法を検討することにより、「持続可能な」公共インフラ、公共施設の運営方法を実現するために必要なインフォメーションパッケージ（以下、「インフォメーションパッケージ」とする）を作成することを目的とする。

併せて、庁内および議会関係者等の利害関係・関心を持つ層に対して提示・説明できる資料を作成するとともに、広く市民に対してわかりやすく、理解を得て、合意形成を図ることができる資料を作成することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 名 称 下水道事業等へのPFI・PPP導入に向けた情報整備調査業務委託

(2) 業務内容

本業務は、上記の目的を踏まえ、下水道事業をモデルとした公共施設等へのPFI・PPP導入に向けた情報整備を行うにあたり、これまでの検討経過や上位関連計画等を踏まえたうえでインフォメーションパッケージを取りまとめることとする。

- ① 習志野市の概要および公共施設再生に向けた取り組み・経緯の調査
- ② 下水道事業に関する基礎調査および現状分析
- ③ 事業推進方法の検討
- ④ 合意形成に向けた情報整備・提供手法の検討

(3) 求める提案内容

提案書の作成にあたっては、次の項目に留意するものとする。

- ① 習志野市の下水道事業の現状・情報の正確な把握と実現可能な推進手法について
- ② 庁内・関係者の意識啓発・情報共有・合意形成について
- ③ 公会計改革、公共施設等総合管理計画等との連携について
- ④ 公営企業化への移行手順等について
- ⑤ 効率的・効果的なPPP/PFI手法の比較・検討および現実的な事業推進手順について
- ⑥ 実現可能なインフォメーションパッケージづくりとその活用法について

(4) 委託期間

契約の日から平成27年3月6日（金）までとする。

(5) 成果品

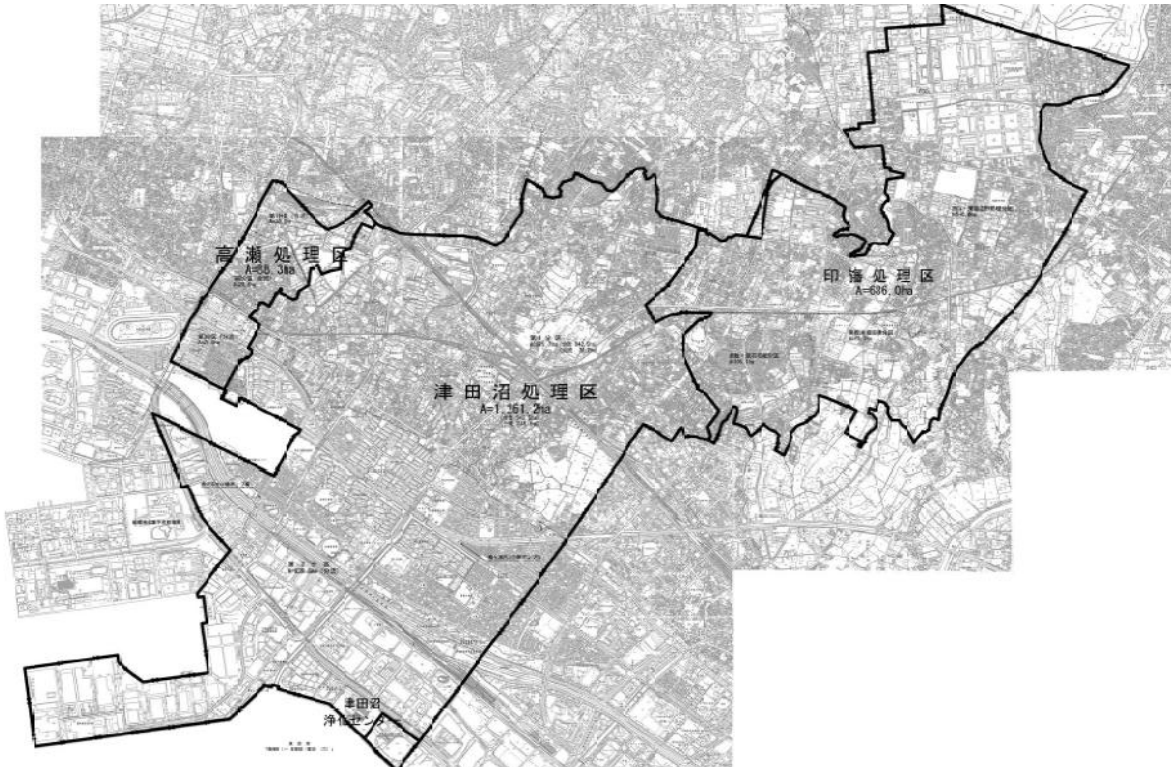
次の3点とする。なお、①を含む本委託によって作成された成果品等の著作権は、本市に帰属す

るものとする。

- ① 業務報告書（A4版） 50部（原本1部、副本49部）
（本報告書の中に「インフォメーションパッケージ」を含めるものとする）
- ② その他参考書類 一式
- ③ ①及び②の電子データ 一式

3. 対象施設情報等

習志野市の下水道事業全体を検討対象とする。



本事業の提案に際しての参考資料として、以下の書類を参照すること。なお、各資料は、市の公式ホームページにて参照可能。

- (1) 公共施設等運営事業等における経営面の課題に関する検討業務報告書（抜粋）
平成24年3月 国土交通省 総合政策局
- (2) 公共施設等運営事業等におけるリスク分担等に関する検討業務報告書（抜粋）
平成24年3月 国土交通省 総合政策局
- (3) 平成24年度 習志野市公会計白書（資料編） <4-200>ページ～

※ 上記、参考資料（1）及び（2）の全文が必要な場合は、事務局までご連絡ください。
国土交通省へ報告のうえ、ご提示します。

4. 応募者の資格要件

提案書提出日現在で次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 習志野市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の調達区分「委託」のうち、業種「調査・計画」に登録された者であること。

- (2) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外措置を、募集要項公表日から本委託業務の契約候補者決定の日までの間、受けていない者であること。
- (3) 関東（一都六県）に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所がある者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者
 - ② 本契約候補者決定の前日 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ③ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する団体又は団体に属する者。
- (5) 法人税法（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号）に定める税金を滞納していないこと。
- (6) 都道府県民税、市町村民税、消費税を滞納していないこと。

5. 応募手続き

(1) スケジュール

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| ① 募集要項の公告 | 平成 26 年 10 月 27 日（月） |
| ② 質問受付 | 平成 26 年 10 月 28 日（火）～10 月 31 日（金） |
| ③ 質問書の回答 | 平成 26 年 11 月 4 日（火） |
| ④ 応募書類提出締切 | 平成 26 年 11 月 19 日（水）午後 5 時必着 |
| ⑤ 審査結果の公表 | 平成 26 年 11 月 26 日（水） |

※ なお、審査の過程で必要と認める場合、提案内容を確認するために、書面による質問回答もしくはヒアリングを実施する場合があります。実施する際は、事前に応募者に連絡します。

(2) 募集要項等の配布

本市ホームページに掲載。必要に応じてダウンロードすること。

(3) 質問書について

募集要項等の内容について、次により質問を受付する。

① 受付期間

平成 26 年 10 月 28 日（火）～平成 26 年 10 月 31 日（金）午後 5 時必着

② 提出方法

質問書（別記様式 1）により作成のうえ、事務局（財政部資産管理室資産管理課）へ、Eメールにより提出するものとする。着信の確認以外に関する電話での質問は受付しない。

③ 質問に対する回答方法

本市ホームページで公表。

6. 提案に当たっての留意事項

(1) 提案書に関する事項等

- ① 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ② 選定者の提出書類は返却しない。2位以下の提出資料は希望者による引き取りにおいて返却する。
- ③ 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。
- ④ 応募者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- ⑤ 応募に係る全ての費用は応募者の負担とする。
- ⑥ 選定された提案書の実施体制については、やむを得ない事由等による他は、変更できないものとする。
- ⑦ 応募に係る情報は、個人に関する情報等を除き、習志野市情報公開条例（平成10年4月1日施行）、又は市議会の資料請求に基づき開示されることがある。
- ⑧ 提案書の著作権は市に帰属し、市は無償で使用できる。ただし、第三者の著作権については承諾を得るものとする。

(2) 失格条項

- ① 資格要件を満たさない者が提案書を提出したとき。
- ② 提案書に虚偽の記載があったとき。
- ③ 提案書の提出方法、提出期限、様式の枚数制限を守らないとき。
- ④ 委託限度額を超える受託予定額を提案したとき。
- ⑤ その他選定委員会が不適格と認めた場合。

7. 提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 提案書（様式2）
- ② 業務の実施方針及び企画提案（様式3）
- ③ 業務実績（様式4）
- ④ 配置技術者調書（様式5）
- ⑤ 実施体制（様式6）
- ⑥ 応募法人の概要書（様式自由）

資本金、業務概要、役員名簿が記載されたもの

⑦ 納税証明書

国税：法人税・消費税、地方税：都道府県民税・市町村民税

※いずれも、申請日以前3カ月以内の証明日のものであること（写しでも可）

(2) 提出期間

平成26年11月17日(月)から平成26年11月19日(水)午後5時まで

(3) 提出部数

正本1部、副本6部

(4) 提出先

事務局

(5) 提出方法

- ① 持参、郵送又は宅配とし、全て期限内必着とする。
- ② 郵送の場合は書留とする。
- ③ 受領書が必要な場合は、封筒に宛先を記入し、切手を貼ったものを同封すること。

8. 提案の審査

(1) 審査体制

提案の審査は次の6名の選定委員で構成される選定委員会において行う。

1. 委員長 都市整備部次長
2. 副委員長 都市調整課長
3. 委員 下水道課長
4. 委員 都市整備部主幹(下水道課)
5. 委員 財政部主幹(資産管理課)
6. 委員 企画政策課係長

(2) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価項目	配点
業務実施方針	10
業務提案	40
業務実績	15
業務実施体制	25
業務参考見積	10
合計	100

9. 審査結果の公表

(1) 審査結果は、平成26年11月26日(水)にホームページで公表するほか、応募者全員に選定結果を文書にて通知する。なお、第一位契約候補者は会社名を公表する。

10. 契約の締結

(1) 市は、最も評価が高い者を第1位契約候補者として、契約締結交渉を行う。その場合に、契約金額は提案した受託予定金額以内とする。

(2) 第1位契約候補者が前記の失格条項に該当すると認められた場合、または市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとする。

(3) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、実施体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。

11. 委託限度額

9,990千円（消費税を含む）

12. 事務局

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼1-1-1

習志野市 財政部 資産管理室 資産管理課（京成津田沼駅前ビル内 仮庁舎2階）

T E L 047-453-9308

F A X 047-453-9384

Eメール zaikan@city.narashino.lg.jp